



本なら何でも揃う  
宮脇書店

宮脇書店 糸満店  
電話 098-840-9380  
〒901-0364 沖縄県糸満市潮崎2-  
2 サンエー潮崎シティ

2019/08/01(木) 15:30

No. 01-L001119248 扱: XXXXXXXXXX

006:4-569-84312-3

なぜ共働きも専業もしんどいの

@950 1点 ¥950

051:4910203110894

~~週刊新潮~~

@420 1点 ¥420

051:4910204010896

~~週刊文春~~

@420 1点 ¥420

合計商品点数 3点

合計 ¥1,790

(消費税額) ¥133

お預り ¥2,000

お釣り ¥210

「*この本は働きの専業もしんどいのか!*」

950

議会活動 議会質問に活用のため

全額充当

950



本なら何じも

宮脇書店

宮脇書店 糸満店  
電話 098-840-9380  
〒901-0364 沖縄県糸満市潮崎2-  
2 サンエー潮崎シティ

2019/08/21(水) 16:35

No.01-L001122739 扱: XXXXXXXXXX

051:4910203140891

週刊誌  
@440 1点 ~~¥440~~

006:4-10-610663-9  
言ってはいけない 残酷すぎる  
@842 1点 ¥842

合計商品点数 2点  
合計 ¥1,282  
(消費税額) ¥95

お預り ¥1,500  
お釣り ¥218

「言っは しゃん」

842

議会活動. 議会質問 に活用がため.

全書買込

842



平なら何でも買う  
宮脇書店

宮脇書店 糸満店  
電話 098-840-9380  
〒901-0364 沖縄県糸満市潮崎2-  
2 サンエー潮崎シティ

2019/09/04( ) 15:08  
No. 01-L0011, 3105 扱

051:4910204010995		
<del>週刊文春</del>		
@440	1点	¥440
051:4910203110993		
<del>週刊誌</del>		
@420	1点	¥420
6:4-492-76239-6		
経営		
@1620	1点	¥1,620

合計商品点数	3点
合計	¥2,480
(消費税額)	¥184

お預り	¥10,000
お釣り	¥7,520

「経営」

議会活動・議会質問に活用のため

全額売上

1,620

1,620



宮脇書店 糸満店  
電話 098-840-9380  
〒901-0364 沖縄県糸満市潮崎2-2  
サンエー潮崎シティ

2019/10/09(水) 15:43  
No. 01-L001130953 扱:

.....		
007:4-344-98518-4		
日本が売られる		
@946	1点	¥946
051:4910204021090		
<del>週刊誌</del>		
@440	1点	<del>¥440</del>
1:4910203121098		
<del>週刊新潮</del>		
@420	1点	<del>¥420</del>
.....		

合計商品点数	3点
合計	¥1,806
(消費税額)	¥164
.....	

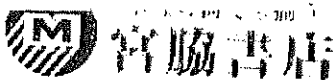
お預り	¥10,000
お釣り	¥8,194

「日本が売られる」

946.

議会活動・議会質問に活用のため。

全額充当。



宮脇書店 糸満店  
電話 098-840-9380  
〒901-0364 沖縄県糸満市潮崎2-2  
サンエー潮崎シティ

2019/10/19(土) 11:23  
No. 01-L001132616 扱:

.....		
012:4-89982-368-1		
歴史・地理		
@1980	1点	¥1,980
051:4910204031099		
<del>週刊文春</del>		
@440	1点	<del>¥440</del>
051:4910203131097		
<del>週刊新潮</del>		
@440	1点	<del>¥440</del>
.....		

合計商品点数	3点
合計	¥2,860
(消費税額)	¥260
.....	

お預り	¥10,000
お釣り	¥7,140

「故郷琉球・沖縄史」(歴史・地理)

1980

議会活動・議会質問に活用のため。

全額充当

2,926



平なら何でも揃う  
宮脇書店

宮脇書店 糸満店  
電話 098-840-9380  
〒901-0364 沖縄県糸満市潮崎2-  
2サンエー潮崎シティ

2019/12/03(火) 16:41  
No.01-L001140711 扱:

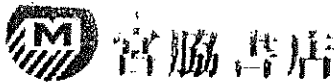
.....		
051:4910203111297		
<del>週刊新潮</del>		
@440	1点	<del>¥440</del>
051:4910204011299		
<del>週刊文春</del>		
@440	1点	<del>¥440</del>
013:4-7803-1045-8		
憲法九条は世界遺産		
@1100	1点	¥1,100
.....		
合計商品点数		3点
合計		¥1,980
(消費税額)		¥180
.....		
お預り		¥2,000
お釣り		¥20

「憲法九条は世界遺産」

1,100

議会活動・議会資料に活用のため。  
全額充当。

1,100



宮協書店

宮協書店 糸満店

電話 098-840-9380

〒901-0364 沖縄県糸満市潮崎2-2 サンエー潮崎シティ

2019/12/16(月) 17:48

No. 01-L001143728 扱:

051:4910203131295

~~週刊新潮~~

@440 1点 ¥440

051:4910204031297

~~週刊文春~~

@440 1点 ¥440

86306-137-4

教育無償化は国難突破の万能薬

@1650 1点 ¥1,650

032:4-16-391139-1

~~文学~~

@1760 1点 ¥1,760

032:4-16-391140-5

~~大名倒産 下~~

@1760 1点 ¥1,760

合計商品点数 5点

合計 ¥6,050

(消費税額) ¥550

お預り ¥10,050

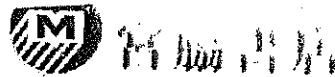
お釣り ¥4,000

「教育無償化は国難突破の万能薬」

1650

議会活動・議会質問に活用のため、

全額負担。



宮協書店

宮協書店 糸満店

電話 098-840-9380

〒901-0364 沖縄県糸満市潮崎2-2 サンエー潮崎シティ

2019/12/24(火) 16:52

No. 01-L001145865 扱:

006:4-09-825354-2

上級国民/下級国民

@902 1点 ¥902

006:4-309-63115-0

ルポ「8050問題」

@924 1点 高齢親 ¥924

051:4910203141294

~~週刊誌~~

@440 1点 ¥440

051:4910204041296

~~週刊誌~~

@440 1点 ¥440

合計商品点数 4点

合計 ¥2,706

(消費税額) ¥246

お預り ¥5,000

お釣り ¥2,294

「上級国民/下級国民」

902

「ルポ「8050問題」

924

1,826

議会活動・議会質問に

活用のため、全額負担。

3,476



本日は何でも揃う  
協書店

協書店 糸満店  
電話 098-840-9380  
〒901-0364 沖縄県糸満市潮崎2-  
2 サンエー潮崎シティ

2019/12/27(金) 17:58

No. 01-L001146793 扱: [REDACTED]

034:9908600340001

郷土

@1430

1点

¥1,430

合計商品点数

1点

合計

¥1,430

(消費税額)

¥130

お預り

¥1,530

釣り

¥100

「郷土」

1430

議会活動・議会質問に活用のため。

全客員担当。

1,430



本なら何でも揃う  
宮脇書店

宮脇書店 糸満店  
電話 098-840-9380  
〒901-0364 沖縄県糸満市潮崎2-  
2 サンエー潮崎シティ

2020/02/12(水) 15:39

No.01-L001158357 扱: [REDACTED]

032:4-594-08264-5

沖縄県民も知らない沖縄の偉人  
@1650 1点 ¥1,650

051:4910204020208

週刊文春  
@440 1点 ¥440

051:4910203120206

週刊新潮  
@440 1点 ¥440

合計商品点数 3点

合計 ¥2,530

(消費税額) ¥230

お預り ¥3,000

お釣り ¥470

「沖縄県民も知らない沖縄の偉人」

1,650

議会活動中. 議会質問に活用のため.  
全額販売.

1,650



統一様式-①

## 経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
3/27	事務所家賃(4月~3月分)	720,000	1/2	360,000
5/9	水道料金(4月分)	1,173 /	1/2	586
5/29	水道料金(5月~10月分)3130円×6ヶ月	18,780 /	1/2	9,390
5/29	水道料金(11月~3月分)3187円×5ヶ月	15,935 /	1/2	7,967
5/17	電気料金(4月分)	4,422 /	1/2	2,211
5/27	電気料金(5月分)	7,792 /	1/2	3,896
7/11	電気料金(6月分)	9,709 /	1/2	4,854
8/6	電気料金(7月分)	8,444 /	1/2	4,222
9/13	電気料金(8月分)	11,948 /	1/2	5,974
10/7	電気料金(9月分)	10,133 /	1/2	5,066
11/1	電気料金(10月分)	9,907 /	1/2	4,953
11/20	電気料金(11月分)	10,311 /	1/2	5,155
12/25	電気料金(12月分)	7,858 /	1/2	3,929
1/28	電気料金(1月分)	10,215 /	1/2	5,107
2/26	電気料金(2月分)	7,883 /	1/2	3,941
3/25	電気料金(3月分)	7,914 /	1/2	3,957
事務所費 充当合計				431,208

政務活動事務所及びその後援会事務所として使用するための

**ご利用明細** いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお返金のめづえ大切に持ち帰ってください。なお、裏面もあわせてご確認ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
310326	602050164		
店舗番号	口座番号		
09	現金扱		
お取引内容	お取引金額		
お振込	¥60,324		
お取引時刻	お取引後残高		
12:23	おつり ¥0		
琉球銀行			
受取人 ユ.アイホーム様 依頼人 ウエハラ マサシ様 振込日 31-03-26 振込金額 ¥60,000 振込手数料 ¥324 0326026			
印紙税申告納付につき那覇 税務署承認済			

琉球銀行

102-317(23.01)

(4月分)

**ご利用明細** いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお返金のめづえ大切に持ち帰ってください。なお、裏面もあわせてご確認ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
310423	602060132		
店舗番号	口座番号		
09	現金扱		
お取引内容	お取引金額		
お振込	¥60,324		
お取引時刻	お取引後残高		
12:40	おつり ¥0		
琉球銀行			
受取人 ユ.アイホーム様 依頼人 ウエハラ マサシ様 振込日 31-04-23 振込金額 ¥60,000 振込手数料 ¥324 0423020			
印紙税申告納付につき那覇 税務署承認済			

琉球銀行

102-317(23.01)

(5月分)

**ご利用明細** いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお返金のめづえ大切に持ち帰ってください。なお、裏面もあわせてご確認ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
010522	602060181		
店舗番号	口座番号		
09	現金扱		
お取引内容	お取引金額		
お振込	¥60,324		
お取引時刻	お取引後残高		
15:34	おつり ¥0		
琉球銀行			
受取人 ユ.アイホーム様 依頼人 ウエハラ マサシ様 振込日 01-05-22 振込金額 ¥60,000 振込手数料 ¥324 0522032			
印紙税申告納付につき那覇 税務署承認済			

琉球銀行

102-317(23.01)

6月分

**ご利用明細** いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお返金のめづえ大切に持ち帰ってください。なお、裏面もあわせてご確認ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
010626	602050153		
店舗番号	口座番号		
09	現金扱		
お取引内容	お取引金額		
お振込	¥60,324		
お取引時刻	お取引後残高		
13:01	おつり ¥0		
琉球銀行			
受取人 ユ.アイホーム様 依頼人 ウエハラ マサシ様 振込日 01-06-26 振込金額 ¥60,000 振込手数料 ¥324 0626015			
印紙税申告納付につき那覇 税務署承認済			

琉球銀行

102-317(23.01)

(7月分)

120,000

**ご利用明細** いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお返かめのうえ大切に持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取組店番号	機械・処理番号	銀行番号
010726	602060171		
店舗番号	口座番号		
09	現金扱		
お取引内容	ご利用手数料 (振込手数料)	お取引金額	
お振込		¥60,324	
お取引時刻	お取引後残高		
13:08	おつり		¥0
琉球銀行			
[Redacted]			
受取人 ユ.アイホーム 様			
依頼人 ウエハラ マサシ 様			
振込日 01-07-26			
振込金額 ¥60,000			
振込手数料 ¥324			
0726035			
印紙税申告納付につき那覇税務署承認済			

琉球銀行

102-317(23.01)

(8月分)

**ご利用明細** いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお返かめのうえ大切に持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取組店番号	機械・処理番号	銀行番号
010827	602050235		
店舗番号	口座番号		
09	現金扱		
お取引内容	ご利用手数料 (振込手数料)	お取引金額	
お振込		¥60,324	
お取引時刻	お取引後残高		
13:32	おつり		¥0
琉球銀行			
[Redacted]			
受取人 ユ.アイホーム 様			
依頼人 ウエハラ マサシ 様			
振込日 01-08-27			
振込金額 ¥60,000			
振込手数料 ¥324			
0827038			
印紙税申告納付につき那覇税務署承認済			

琉球銀行

102-317(23.01)

(9月分)

\* 10月・11月分の家賃を誤って多めに振り込んだので、12月分を相殺してします。

**ご利用明細** いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお返かめのうえ大切に持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取組店番号	機械・処理番号	銀行番号
010926	607080032		
店舗番号	口座番号		
09	現金扱		
お取引内容	ご利用手数料 (振込手数料)	お取引金額	
お振込		¥60,540	
お取引時刻	お取引後残高		
10:07	おつり		¥0
琉球銀行			
[Redacted]			
受取人 ユ.アイホーム 様			
依頼人 ウエハラ マサシ 様			
振込日 01-09-26			
振込金額 ¥60,324			
振込手数料 ¥216			
0926020			
印紙税申告納付につき那覇税務署承認済			

琉球銀行

102-317(23.01)

(10月分)

**ご利用明細** いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお返かめのうえ大切に持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取組店番号	機械・処理番号	銀行番号
011028	607030061		
店舗番号	口座番号		
09	現金扱		
お取引内容	ご利用手数料 (振込手数料)	お取引金額	
お振込		¥60,544	
お取引時刻	お取引後残高		
10:04	おつり		¥456
琉球銀行			
[Redacted]			
受取人 ユ.アイホーム 様			
依頼人 ウエハラ マサシ 様			
振込日 01-10-28			
振込金額 ¥60,324			
振込手数料 ¥220			
1028029			
印紙税申告納付につき那覇税務署承認済			

琉球銀行

102-317(23.01)

(11月分)

120,000

政務活動事務所及び後援会事務所として使用9分の1/2を占



政務活動事務所及び後援会事務所として利用のため1/2充当

**ご利用明細** いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切に持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご確認ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
011126	607070239		
	店舗番号	口座番号	
09	現金扱		
お取引内容	お取引金額		
お振込	¥59,572		
お取引時刻	お取引後残高		
17:29	おつり	¥428	
琉球銀行			
受取人 ユ.アイホーム様 依頼人 ウエハラ マサジ様 振込日 01-11-26 振込金額 ¥59,352 振込手数料 ¥220 1126116			
		印紙税申告納付につき那覇税務署承認済	

琉球銀行 102-317(23.01)

(12月分)

**ご利用明細** いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切に持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご確認ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
011225	607070185		
	店舗番号	口座番号	
09	現金扱		
お取引内容	お取引金額		
お振込	¥60,220		
お取引時刻	お取引後残高		
12:19	おつり	¥280	
琉球銀行			
受取人 ユ.アイホーム様 依頼人 ウエハラ マサジ様 振込日 01-12-25 振込金額 ¥60,000 振込手数料 ¥220 1225114			
		印紙税申告納付につき那覇税務署承認済	

琉球銀行 102-317(23.01)

(1月分)

**ご利用明細** いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切に持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご確認ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
020128	607100282		
	店舗番号	口座番号	
09	現金扱		
お取引内容	お取引金額		
お振込	¥60,220		
お取引時刻	お取引後残高		
16:56	おつり	¥0	
琉球銀行			
受取人 ユ.アイホーム様 依頼人 ウエハラ マサジ様 振込日 02-01-28 振込金額 ¥60,000 振込手数料 ¥220 0128093			
		印紙税申告納付につき那覇税務署承認済	

琉球銀行 102-317(23.01)

(2月分)

**ご利用明細** いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切に持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご確認ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
020227	607090147		
	店舗番号	口座番号	
09	現金扱		
お取引内容	お取引金額		
お振込	¥60,220		
お取引時刻	お取引後残高		
12:56	おつり	¥0	
琉球銀行			
受取人 ユ.アイホーム様 依頼人 ウエハラ マサジ様 振込日 02-02-27 振込金額 ¥60,000 振込手数料 ¥220 0227079			
		印紙税申告納付につき那覇税務署承認済	

琉球銀行 102-317(23.01)

(3月分)

120,000

上・下水道料金納入通知書兼領収証  
(お客様控) 平成31年 4月25日発行

水栓番号	10-060-02
納付期限	令和 1年 6月15日
〒 901-0305 西崎町3丁目157番地	
メゾンひとし102号 上原 正次(102) 様	
設置場所 西崎町3丁目157番地 メゾンひとし102号	
用期間	平成31年 3月12日 から 平成31年 4月12日 まで
用途	営業用 整理番号 063101
調定月	平成31年 4月分
使用水量	1 m <sup>3</sup>
上水道料金	2,151 円
下水道料金	979 円
合計金額	3,130 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

糸 満 市 長

糸満市水道部  
TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988  
沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地  
上記のとおり領収しました。

※この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。

※料金を訂正したものの領収日付印のないものは無効です。収納代行 BKB電算システム



上・下水道料金納入通知書兼領収証  
(お客様控) 令和 1年 5月27日発行

水栓番号	10-060-02
納付期限	令和 1年 6月17日
〒 901-0305 西崎町3丁目157番地	
メゾンひとし102号 上原 正次(102) 様	
設置場所 西崎町3丁目157番地 メゾンひとし102号	
用期間	平成31年 4月12日 から 令和 1年 5月12日 まで
用途	営業用 整理番号 063101
調定月	令和 1年 5月分
使用水量	2 m <sup>3</sup>
上水道料金	2,151 円
下水道料金	979 円
合計金額	3,130 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

糸 満 市 長

糸満市水道部  
TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988  
沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地  
上記のとおり領収しました。

※この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。

※料金を訂正したものの領収日付印のないものは無効です。収納代行 BKB電算システム



上・下水道料金納入通知書兼領収証  
(お客様控) 令和 1年 6月25日発行

水栓番号	10-060-02
納付期限	令和 1年 7月16日
〒 901-0305 西崎町3丁目157番地	
メゾンひとし102号 上原 正次(102) 様	
設置場所 西崎町3丁目157番地 メゾンひとし102号	
用期間	令和 1年 5月12日 から 令和 1年 6月12日 まで
用途	営業用 整理番号 063101
調定月	令和 1年 6月分
使用水量	1 m <sup>3</sup>
上水道料金	2,151 円
下水道料金	979 円
合計金額	3,130 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

糸 満 市 長

糸満市水道部  
TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988  
沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地  
上記のとおり領収しました。

※この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。

※料金を訂正したものの領収日付印のないものは無効です。収納代行 BKB電算システム



$$3130 \times \frac{12}{32}$$

(1,173)

$$= 1,173$$

水道料金 (4月~6月) ※ 4月分+3月分を含むため  $\frac{12}{32}$

政務活動事務所 } 使用 07 = 1/2 相当  
及 社会事務所

3,716

上・下水道料金納入通知書兼領収証  
(お客様控) 令和 1年 7月25日発行

水栓番号	10-060-02
納付期限	令和 1年 8月15日
〒901-0305 西崎町3丁目157番地	
メゾンひとし102号	
上原 正次(102) 様	
設置場所西崎町3丁目157番地 メゾンひとし102号	
使用期間	令和 1年 6月12日 から 令和 1年 7月12日 まで
用途	商業用 整理番号063101
調定月	令和 1年 7月分
使用水量	2 m <sup>3</sup>
上水道料金	2,151 円
下水道料金	979 円
合計金額	3,130 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

糸 満 市 長



糸満市水道部

TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988  
沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

上記のとおり領収しました。

※この領収証は後日の  
紛争をさけるため5年  
間保存してください。

※料金を訂正したもの  
領収日付印のない  
ものは無効です。  
収領代行 琉球銀行システム



上・下水道料金納入通知書兼領収証  
(お客様控) 令和 1年 8月27日発行

水栓番号	10-060-02
納付期限	令和 1年 9月17日
〒901-0305 西崎町3丁目157番地	
メゾンひとし102号	
上原 正次(102) 様	
設置場所西崎町3丁目157番地 メゾンひとし102号	
使用期間	令和 1年 7月12日 から 令和 1年 8月12日 まで
用途	商業用 整理番号063101
調定月	令和 1年 8月分
使用水量	1 m <sup>3</sup>
上水道料金	2,151 円
下水道料金	979 円
合計金額	3,130 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

糸 満 市 長



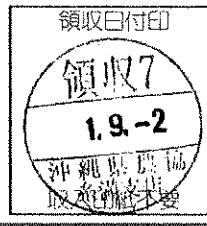
糸満市水道部

TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988  
沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

上記のとおり領収しました。

※この領収証は後日の  
紛争をさけるため5年  
間保存してください。

※料金を訂正したもの  
領収日付印のない  
ものは無効です。  
収領代行 琉球銀行システム



上・下水道料金納入通知書兼領収証  
(お客様控) 令和 1年 9月25日発行

水栓番号	10-060-02
納付期限	令和 1年10月15日
〒901-0305 西崎町3丁目157番地	
メゾンひとし102号	
上原 正次(102) 様	
設置場所西崎町3丁目157番地 メゾンひとし102号	
使用期間	令和 1年 8月12日 から 令和 1年 9月12日 まで
用途	商業用 整理番号063101
調定月	令和 1年 9月分
使用水量	1 m <sup>3</sup>
上水道料金	2,151 円
下水道料金	979 円
合計金額	3,130 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

糸 満 市 長



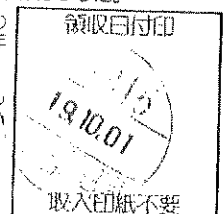
糸満市水道部

TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988  
沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

上記のとおり領収しました。

※この領収証は後日の  
紛争をさけるため5年  
間保存してください。

※料金を訂正したもの  
領収日付印のない  
ものは無効です。  
収領代行 琉球銀行システム



水道料金 (7月~9月)

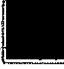

政務活動事務所として使用のため 1/2 充当  
及び 後援会事務所

4695

上・下水道料金納入通知書兼領収証  
(お客様控) 令和 1年10月25日発行

水栓番号	10-060-02
納付期限	令和 1年11月15日
〒 901-0305 西崎町3丁目157番地	
メゾンひとし102号	
上原 正次(102) 様	
設置場所西崎町3丁目157番地 メゾンひとし102号	
使用期間	令和 1年 9月12日 から 令和 1年10月12日 まで
用途	営業用 整理番号063101
調定月	令和 1年10月分
使用水量	2 m <sup>3</sup>
上水道料金	2,151 円
下水道料金	979 円
合計金額	3,130 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

糸 満 市 長   
糸満市水道部   
TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988  
沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地  
上記のとおり領収しました。

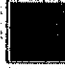

※この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。  
※料金を訂正したものは領収日付印のないものは無効です。  
取納代行 ISR 直送システム

領収日付印  
103792  
19.10.31  
ローソン糸満  
バイパス店  
収入印紙不要

上・下水道料金納入通知書兼領収証  
(お客様控) 令和 1年11月26日発行

水栓番号	10-060-02
納付期限	令和 1年12月16日
〒 901-0305 西崎町3丁目157番地	
メゾンひとし102号	
上原 正次(102) 様	
設置場所西崎町3丁目157番地 メゾンひとし102号	
使用期間	令和 1年10月12日 から 令和 1年11月12日 まで
用途	営業用 整理番号063101
調定月	令和 1年11月分
使用水量	2 m <sup>3</sup>
上水道料金	2,191 円
下水道料金	996 円
合計金額	3,187 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

糸 満 市 長   
糸満市水道部   
TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988  
沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地  
上記のとおり領収しました。



※この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。  
※料金を訂正したものは領収日付印のないものは無効です。  
取納代行 ISR 直送システム

領収日付印  
103792  
19.12.02  
ローソン糸満  
バイパス店  
収入印紙不要

上・下水道料金納入通知書兼領収証  
(お客様控) 令和 1年12月25日発行

水栓番号	10-060-02
納付期限	令和 2年 1月15日
〒 901-0305 西崎町3丁目157番地	
メゾンひとし102号	
上原 正次(102) 様	
設置場所西崎町3丁目157番地 メゾンひとし102号	
使用期間	令和 1年11月12日 から 令和 1年12月12日 まで
用途	営業用 整理番号063101
調定月	令和 1年12月分
使用水量	2 m <sup>3</sup>
上水道料金	2,191 円
下水道料金	996 円
合計金額	3,187 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

糸 満 市 長   
糸満市水道部   
TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988  
沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地  
上記のとおり領収しました。

※この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。  
※料金を訂正したものは領収日付印のないものは無効です。  
取納代行 ISR 直送システム

領収日付印  
103792  
19.12.27  
ローソン糸満  
バイパス店  
収入印紙不要

水道料金 (10月~12月)

政務活動事務所にて使用のため 1/2 充当。  
RW 後干渉事務所

4.752

上・下水道料金納入通知書兼領収証  
(お客様控) 令和 2年 1月27日発行

水柱番号	10-060-02
納付期限	令和 2年 2月17日
〒901-0305 西崎町3丁目157番地	
メゾンひとし102号	
上原 正次(102) 様	
設置場所 西崎町3丁目157番地 メゾンひとし102号	
使用期間	令和 1年12月12日 から 令和 2年 1月12日 まで
用途	営業用 整理番号 063101
調定月	令和 2年 1月分
使用水量	2 m <sup>3</sup>
上水道料金	2,191 円
下水道料金	996 円
合計金額	3,187 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

米 満 市 長

米満市水道部

TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988  
沖縄県米満市潮崎町1丁目1番地

上記のとおり領収しました。

※この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。

※料金を訂正したものの領収日付印のないものは無効です。  
収納代行/ 振込専用システム



上・下水道料金催告書兼領収証  
(お客様控) 令和 2年 4月 6日発行

水柱番号	10-060-02
納付期限	令和 2年 4月15日
〒901-0305 西崎町3丁目157番地	
メゾンひとし102号	
上原 正次(102) 様	
設置場所 西崎町3丁目157番地 メゾンひとし102号	
使用期間	令和 2年 1月12日 から 令和 2年 2月12日 まで
用途	営業用 整理番号 063101
調定月	令和 2年 2月分
使用水量	3 m <sup>3</sup>
上水道料金	2,191 円
下水道料金	996 円
督促手数料	100 円
合計金額	3,287 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

米 満 市 長

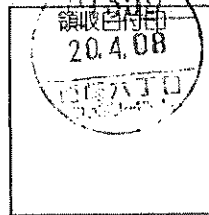
米満市水道部

TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988  
沖縄県米満市潮崎町1丁目1番地

上記のとおり領収しました。

※この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。

※料金を訂正したものの領収日付印のないものは無効です。  
収納代行/ 振込専用システム



収入印紙不要

上・下水道料金納入通知書兼領収証  
(お客様控) 令和 2年 3月25日発行

水柱番号	10-060-02
納付期限	令和 2年 4月15日
〒901-0305 西崎町3丁目157番地	
メゾンひとし102号	
上原 正次(102) 様	
設置場所 西崎町3丁目157番地 メゾンひとし102号	
使用期間	令和 2年 2月12日 から 令和 2年 3月12日 まで
用途	営業用 整理番号 063101
調定月	令和 2年 3月分
使用水量	1 m <sup>3</sup>
上水道料金	2,191 円
下水道料金	996 円
合計金額	3,187 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

米 満 市 長

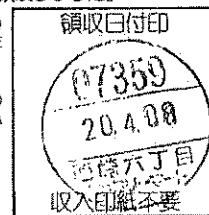
米満市水道部

TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988  
沖縄県米満市潮崎町1丁目1番地

上記のとおり領収しました。

※この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。

※料金を訂正したものの領収日付印のないものは無効です。  
収納代行/ 振込専用システム



収入印紙不要

3287 - 督促分100 = 3,187

事務所水道料金 (1月~3月)

政務活動事務所 } として使用の7=87. 1/2 相当  
Bw 後援会事務所

4780.



電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。  
 上原正次政治活動事務所 (代)上原 正次 様  
 メゾンひとし 102

電気番号		店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD	2000
20356	10	1	8	203 1091 従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-0356-0001-0180-0000

ご使用量 計 277 kWh  
 平成31年 4月分  
 ご利用期間 3月18日~ 4月16日  
 お支払期日 5月17日  
 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります

今月検針日 4月17日		翌月検針日 5月17日		使用量	計器番号	取替前使用量	ご参考使用量 (kWh)	
今回指示数	前回(取付)指示数	乗率	使用量				前月	前年同月
主	5152.9	4875.7	1	277	759083		261	269

ご請求金額 (再エネ賦課金) 8,292 円  
 (再掲 803 円)

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh + 8円06銭	+ 3円10銭	+ 28円00銭	+ 28円50銭
11kWh以上 (1kWhにつき) + 0円81銭	+ 0円31銭	+ 2円90銭	+ 2円95銭

お問い合わせ先/コールセンター  
 料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777  
 停電・緊急 0120-586-701 那覇支店  
 引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

上原正次政治活動事務所 代)上原 正次 様  
 電気番号 20356- 10-1-8  
 ご契約種別 従量電灯  
 平成 31年 4月分

領収金額 8,292 円  
 料金 7,489 円  
 再エネ賦課金 803 円

【再掲】  
 消費税等相当額 614 円  
 燃料費調整額 224.33 円

8,292 x 16日 / 30日 = 4,422

ご使用量 277 kWh

※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	5月17日	日 附 印
金融機関取扱い期日	5月27日	72114
コンビニ等取扱い期日	8月17日	19,527

沖繩電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

4,422

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。  
 上原正次政治活動事務所 (代)上原 正次 様  
 メゾンひとし 102

電気番号		店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD	2000
20356	10	1	8	203 1091 従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-0356-0001-0180-0000

ご使用量 計 265 kWh  
 令和 1年 5月分  
 ご利用期間 4月17日~ 5月16日  
 お支払期日 6月17日  
 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります

今月検針日 5月17日		翌月検針日 6月20日		使用量	計器番号	取替前使用量	ご参考使用量 (kWh)	
今回指示数	前回(取付)指示数	乗率	使用量				前月	前年同月
主	5417.7	5152.9	1	265	759083		277	283

ご請求金額 (再エネ賦課金) 7,792 円  
 (再掲 781 円)

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh + 3円10銭	+ 0円93銭	+ 28円50銭	+ 28円50銭
11kWh以上 (1kWhにつき) + 0円31銭	+ 0円09銭	+ 2円95銭	+ 2円95銭

お問い合わせ先/コールセンター  
 料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777  
 停電・緊急 0120-586-701 那覇支店  
 引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

上原正次政治活動事務所 代)上原 正次 様  
 電気番号 20356- 10-1-8  
 ご契約種別 従量電灯  
 令和 1年 5月分

領収金額 7,792 円  
 料金 7,011 円  
 再エネ賦課金 781 円

【再掲】  
 消費税等相当額 577 円  
 燃料費調整額 82.15 円

ご使用量 265 kWh

※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	6月17日	日 附 印
金融機関取扱い期日	6月27日	72114
コンビニ等取扱い期日	7月7日	19,527

沖繩電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

事務所 電気料金 (4A~5A) \* 4月分は3月分を含むため 16/30 4,422

政治活動事務所にて使用分は 1/2 相当。  
 及 後援会事務所

6/107

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

上原正次政治活動事務所 (代)上原 正次 様  
メゾンひとし 102

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
20356	10	1	8	203	1091	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-0356-0001-0180-0000

ご使用量	計	327 kWh	令和 1年 6月分	ご利用期間 5月17日~ 6月19日 お支払期日 7月22日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	----------------------------------------------------------------------------

今月検針日	6月20日	翌月検針日	7月17日	ご参考使用量(kWh)	
今月指示数	5745.1	前回(取付)指示数	5417.7	前月	前年同月
主				285	384

ご請求金額 (再エネ賦課金)	9,709 円 (再掲 964 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	+ 0円93銭	+ 1円88銭	+ 2円50銭
11kWh以上(1kWhにつき)	+ 0円99銭	+ 0円19銭	+ 2円95銭

沖繩電力株式会社  
お問い合わせ先/コールセンター  
料金 0120-588-391 (IP電話) 098-993-7777  
停電・緊急 0120-588-701 那覇支店  
引越 0120-588-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

上原正次政治活動事務所 代 上原 正次 様  
電気番号 20356- 10-1-8  
ご契約種別 従量電灯  
令和 1年 6月分

預収金額	9,709 円
料金	8,745 円
再エネ賦課金	964 円

【再掲】  
消費税等相当額 719 円  
燃料費調整額 28.46 円

ご使用量 327 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。

支払期日	7月22日	印
金融機関 取扱期限日	8月1日	19.7.11
コンビニ等 取扱期限日	8月1日	那覇港町店

沖繩電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

上原正次政治活動事務所 (代)上原 正次 様  
メゾンひとし 102

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
20356	10	1	8	203	1091	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-0356-0001-0180-0000

ご使用量	計	287 kWh	令和 1年 7月分	ご利用期間 6月20日~ 7月16日 お支払期日 8月16日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	----------------------------------------------------------------------------

今月検針日	7月17日	翌月検針日	8月20日	ご参考使用量(kWh)	
今月指示数	6032.3	前回(取付)指示数	5745.1	前月	前年同月
主				327	413

ご請求金額 (再エネ賦課金)	8,444 円 (再掲 846 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	+ 1円88銭	+ 3円41銭	+ 2円50銭
11kWh以上(1kWhにつき)	+ 0円19銭	+ 0円34銭	+ 2円95銭

沖繩電力株式会社  
お問い合わせ先/コールセンター  
料金 0120-588-391 (IP電話) 098-993-7777  
停電・緊急 0120-588-701 那覇支店  
引越 0120-588-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

上原正次政治活動事務所 代 上原 正次 様  
電気番号 20356- 10-1-8  
ご契約種別 従量電灯  
令和 1年 7月分

預収金額	8,444 円
料金	7,598 円
再エネ賦課金	846 円

【再掲】  
消費税等相当額 625 円  
燃料費調整額 54.49 円

ご使用量 287 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。

支払期日	8月16日	印
金融機関 取扱期限日	8月26日	19.8.06
コンビニ等 取扱期限日	9月5日	那覇港町店

沖繩電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

事務所電気料金 (6月~7月)

政治活動事務所? 比2.使用が約1/2 相当

Bu 後援会事務所

9076

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。  
 上原正次政治活動事務所 代上原 正次 様  
 マゾンひとし 102

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
20356	1018			203	1091	2000 従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-0356-0001-0180-0000

ご使用量	計	392 kWh	令和 1年 8月分	ご利用期間 7月17日~ 8月19日 お支払期日 8月19日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は 延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--------------------------------------------------------------------------------

今月検針日	8月20日	翌月検針日	9月18日	ご参考使用量(kWh)
今回指示数	6424.3	前回(取付)指示数	8032.3	前月
乗率		使用量	392	前年同月
計器番号	Z590093	取替前使用量		287
				381

ご請求金額 (再エネ賦課金)	11,948 円 (再掲 1,156 円)
-------------------	--------------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	+ 3円41銭	+ 3円72銭	+ 29円50銭
11kWh以上(1kWhにつき)	+ 0円34銭	+ 0円37銭	+ 2円95銭

お問い合わせ先/コールセンター  
 料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777  
 停電・緊急 0120-586-701 那覇支店  
 引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証  
 上原正次政治活動事務所 代上原 正次 様  
 電気番号 20356- 10-1-8  
 ご契約種別 従量電灯  
 令和 1年 8月分

領収金額	11,948 円
料金	10,792 円
再エネ賦課金	1,156 円

【再掲】  
 消費税等相当額 885 円  
 燃料費調整額 133.29 円

ご使用量 392 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	8月19日	7/21/14	印
金融機関 取扱期限日	9月27日	9.9.13	
コンビニ等 取扱期限日	10月	那覇運動公園前 ファミリーマート	

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。  
 上原正次政治活動事務所 代上原 正次 様  
 マゾンひとし 102

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
20356	1018			203	1091	2000 従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-0356-0001-0180-0000

ご使用量	計	337 kWh	令和 1年 9月分	ご利用期間 8月20日~ 9月17日 お支払期日 10月18日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は 延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	---------------------------------------------------------------------------------

今月検針日	9月18日	翌月検針日	10月18日	ご参考使用量(kWh)
今回指示数	6761.1	前回(取付)指示数	6424.3	前月
乗率		使用量	337	前年同月
計器番号	Z590093	取替前使用量		392
				424

ご請求金額 (再エネ賦課金)	10,133 円 (再掲 994 円)
-------------------	------------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	+ 3円72銭	+ 0円93銭	+ 29円50銭
11kWh以上(1kWhにつき)	+ 0円37銭	+ 0円09銭	+ 2円95銭

お問い合わせ先/コールセンター  
 料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777  
 停電・緊急 0120-586-701 那覇支店  
 引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証  
 上原正次政治活動事務所 代上原 正次 様  
 電気番号 20356- 10-1-8  
 ご契約種別 従量電灯  
 令和 1年 9月分

領収金額	10,133 円
料金	9,139 円
再エネ賦課金	994 円

【再掲】  
 消費税等相当額 750 円  
 燃料費調整額 124.71 円

ご使用量 337 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	10月18日	7/21/14	印
金融機関 取扱期限日	10月18日	9.10.07	
コンビニ等 取扱期限日	11月	那覇運動公園前 ファミリーマート	

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

事務所電気料金。(8月~9月)  
 政治活動事務所にて使用の電. 1/2 相当  
 及び 後援会事務所  
 11,040

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。  
 上原正次政治活動事務所 代上原 正次 様  
 メゾンひとし 102

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
20356	10	1	8	203	1091	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-0356-0001-0180-0000

ご使用量	計	333 kWh	令和 1年 10月分
ご利用期間	9月18日～10月17日		
お支払期日	11月18日		
※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります			

今月検針日	10月18日	翌月検針日	11月19日	ご参考使用量(kWh)	
今回指示数	7093.7	前回(取付)指示数	6781.1	乗率	1
使用量	333	計器番号	759083	取替前使用量	337
前月	337	前年同月	282		

ご請求金額 (再エネ賦課金)	9,907 円 (再掲 992 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh～10kWh	+ 0円93銭	- 1円89銭	+29円50銭
11kWh以上(1kWhにつき)	+ 0円09銭	- 0円19銭	+ 2円95銭

お問い合わせ先/コールセンター  
 料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777  
 停電・緊急 0120-586-701 那覇支店  
 引継 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

上原正次政治活動事務所 代上原 正次 様  
 電気番号 20356- 10-1-8  
 ご契約種別 従量電灯  
 令和 1年10月分

領収金額	9,907 円
料金	8,925 円
再エネ賦課金	982 円

【再掲】  
 消費税等相当額 733 円  
 燃料費調整額 30.00 円

ご使用量 333 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	11月18日	日附印
金継換取 取扱期日	11月26日	12/14
コンビニ等 取扱期日	12月8日	19.11.01

沖縄電力株式会社 那覇支店  
 収入印紙貼付欄

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。  
 上原正次政治活動事務所 代上原 正次 様  
 メゾンひとし 102

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
20356	10	1	8	203	1091	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-0356-0001-0180-0000

ご使用量	計	343 kWh	令和 1年 11月分
ご利用期間	10月18日～11月18日		
お支払期日	12月19日		
※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります			

今月検針日	11月19日	翌月検針日	12月18日	ご参考使用量(kWh)	
今回指示数	7437.1	前回(取付)指示数	7093.7	乗率	1
使用量	343	計器番号	759083	取替前使用量	333
前月	333	前年同月	270		

ご請求金額 (再エネ賦課金)	10,311 円 (再掲 1,011 円)
-------------------	--------------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh～10kWh	- 1円89銭	- 5円05銭	+29円50銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 0円19銭	- 0円51銭	+ 2円95銭

お問い合わせ先/コールセンター  
 料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777  
 停電・緊急 0120-586-701 那覇支店  
 引継 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

上原正次政治活動事務所 代上原 正次 様  
 電気番号 20356- 10-1-8  
 ご契約種別 従量電灯  
 令和 1年11月分

領収金額	10,311 円
料金	9,300 円
再エネ賦課金	1,011 円

【再掲】  
 消費税等相当額 937 円  
 燃料費調整額 -65.16 円

ご使用量 343 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	12月19日	日附印
金継換取 取扱期日	12月27日	12/14
コンビニ等 取扱期日	1月8日	19.11.20

沖縄電力株式会社 那覇支店  
 収入印紙貼付欄

事務所電気料金 (10月～11月)

政務活動事務所介保2使用の電... 1/2 迄当

及 枝干会事務所

10,108

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。  
 上原正次政治活動事務所 代上原 正次 様  
 メゾンひとし 102

電気番号				店舗	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
20356	10	1	18	203	1091	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-0356-0001-0180-0000

ご使用量	計	270 kWh	令和 1年 12月分	ご利用期間 11月19日 ~ 12月17日 ※支払期日 1月17日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	---------------	-------------------------------------------------------------------------

今月検針日 12月18日	翌月検針日 1月23日	ご参考使用量 (kWh)	
今回指示数	前回(取付)指示数	前月	前年同月
7707.1	7437.1	343	280

ご請求金額 (再エネ賦課金)	7,858 円 (再掲 796 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	- 5円05銭	- 6円83銭	+29円50銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 0円51銭	- 0円66銭	+ 2円95銭

お問い合わせ先/コールセンター  
 料金 0120-588-391 (I.P電話) 098-983-7777  
 停電・緊急 0120-588-701 那覇支店  
 引越 0120-588-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証  
 上原正次政治活動事務所 代上原 正次 様  
 電気番号 20356- 10-1-8  
 ご契約種別 従量電灯  
 令和 1年12月分

領収金額	7,858 円
料金	7,062 円
再エネ賦課金	796 円

【再掲】  
 消費税等相当額 714 円  
 燃料費調整額 -137.85 円

ご使用量 270 kWh

※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A 依頼人控)

支払期日	1月17日
金融機関 取扱期日	1月23日
コンビニ等 取扱期日	2月6日

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

切り取らずに金融機関/コンビニエンスストア等へお出しください。

切り取らずに金融機関/コンビニエンスストア等へお出しください。

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。  
 上原正次政治活動事務所 代上原 正次 様  
 メゾンひとし 102

電気番号				店舗	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
20356	10	1	18	203	1091	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-0356-0001-0180-0000

ご使用量	計	345 kWh	令和 2年 1月分	ご利用期間 12月18日 ~ 1月22日 お支払期日 2月25日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	------------------------------------------------------------------------

今月検針日 1月23日	翌月検針日 2月19日	ご参考使用量 (kWh)	
今回指示数	前回(取付)指示数	前月	前年同月
8051.6	7707.1	270	275

ご請求金額 (再エネ賦課金)	10,215 円 (再掲 1,017 円)
-------------------	--------------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	- 6円83銭	- 7円58銭	+29円50銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 0円76銭	- 0円76銭	+ 2円95銭

お問い合わせ先/コールセンター  
 料金 0120-588-391 (I.P電話) 098-983-7777  
 停電・緊急 0120-588-701 那覇支店  
 引越 0120-588-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証  
 上原正次政治活動事務所 代上原 正次 様  
 電気番号 20356- 10-1-8  
 ご契約種別 従量電灯  
 令和 2年 1月分

領収金額	10,215 円
料金	9,198 円
再エネ賦課金	1,017 円

【再掲】  
 消費税等相当額 928 円  
 燃料費調整額 -227.73 円

ご使用量 345 kWh

※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A 依頼人控)

支払期日	2月25日
金融機関 取扱期日	3月6日
コンビニ等 取扱期日	3月16日

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

切り取らずに金融機関/コンビニエンスストア等へお出しください。

切り取らずに金融機関/コンビニエンスストア等へお出しください。

事務所電気料金 (12月~1月)  
 政務活動事務所? 612使用のため、1/2 相当。  
 及び 後援会事務所

9.036

**電気ご使用量のお知らせ (検針票)** いつもご利用いただきありがとうございます。

上原正次政治活動事務所 代上原 正次 様  
メゾンひとし 102

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
20356	10	1	8	203	1091	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-0356-0001-0180-0000

ご使用量	計	273 kWh	令和 2年 2月分	ご利用期間 1月23日~ 2月18日 お支払期日 3月23日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は 延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--------------------------------------------------------------------------------

今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日	計器番号	取替前使用量	前月	前年同月
2月19日	3月18日	2月19日	3月18日	2598093		345	215
主	今回指示数	前回(取付)指示数	乗率	使用量			
	8324.5	8051.8		273			

ご請求金額	7,883 円
(再エネ賦課金)	(再掲) 805 円

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	- 7円58銭	+29円50銭	+29円50銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 0円76銭	+ 2円95銭	+ 2円95銭

お問い合わせ先/コールセンター  
料金 0120-588-391 (IP電話) 098-993-7777  
停電・緊急 0120-588-701 那覇支店  
引越 0120-588-390 検針員

沖縄電力株式会社

※本票により集金員が収納することはありません。

**電気料金払込受領証**

上原正次政治活動事務所 代上原 正次 様  
電気番号 20356- 10-1-8  
ご契約種別 従量電灯  
令和 2年 2月分

領収金額	7,883 円
料金	7,078 円
再エネ賦課金	805 円

[再掲]  
消費税等相当額 716 円  
燃料費調整額 -207.48 円

ご使用量 273 kWh

※金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	3月23日	附 印
金融機関 取扱期日	3月20日	2.26
コンビニ等 取扱期日	4月9日	那覇支店

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

**電気ご使用量のお知らせ (検針票)** いつもご利用いただきありがとうございます。

上原正次政治活動事務所 代上原 正次 様  
メゾンひとし 102

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
20356	10	1	8	203	1091	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-0356-0001-0180-0000

ご使用量	計	274 kWh	令和 2年 3月分	ご利用期間 2月19日~ 3月17日 お支払期日 4月17日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は 延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--------------------------------------------------------------------------------

今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日	計器番号	取替前使用量	前月	前年同月
3月18日	4月17日	3月18日	4月17日	2598093		273	261
主	今回指示数	前回(取付)指示数	乗率	使用量			
	8598.2	8324.5		274			

ご請求金額	7,914 円
(再エネ賦課金)	(再掲) 808 円

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	- 7円58銭	+29円50銭	+29円50銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 0円76銭	+ 2円95銭	+ 2円95銭

お問い合わせ先/コールセンター  
料金 0120-588-391 (IP電話) 098-993-7777  
停電・緊急 0120-588-701 那覇支店  
引越 0120-588-390 検針員

沖縄電力株式会社

※本票により集金員が収納することはありません。

**電気料金払込受領証**

上原正次政治活動事務所 代上原 正次 様  
電気番号 20356- 10-1-8  
ご契約種別 従量電灯  
令和 2年 3月分

領収金額	7,914 円
料金	7,106 円
再エネ賦課金	808 円

[再掲]  
消費税等相当額 719 円  
燃料費調整額 -208.22 円

ご使用量 274 kWh

※金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	4月17日	日 04.04.17
金融機関 取扱期日	4月27日	20.3.25
コンビニ等 取扱期日	5月7日	那覇支店

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

事務所電気料金。(2月~3月)

政務活動事務所?k2使用の7=274金額相当。  
Rw: 後援会事務所

7,898

# 事務所概要申告票

議員名 上原 正次

## 1. 物件の所在

住所	糸満市西崎町3-157 メゾンひとし102号
電話番号	098-995-3512

## 2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃貸借契約先 [ 有限会社 アイ・ホーム ]
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄: ) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

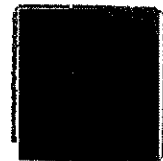
事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

上原正次



貸借人 氏名 沖縄県糸満市西崎2丁目17-13  
有限会社 アイ・ホーム  
住所 TEL 098-994-5988  
FAX 098-994-5989



# 事務所費充当状況申告票

議員名 上原 正次

1. 事務所の状況

住所	糸満市西崎町3-157 メゾンひとし102号
----	------------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	1/2
------	-----

充当割合の説明：

当該事務所は、政務活動事務所、及び後援会事務所として使用している為、1/2充当する

(関係経費)

家賃(月額)	60,000 円
その他	円
	円

(充当額)

家賃(月額)	30,000 円
その他	円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

上原 正次





# 建物賃貸借契約書

## 店舗事務所倉庫用

平成 29 年 6 月 26 日

物件名

マンションとし 102 号室

賃借人 ウエハラ マサジ

上原 正次 様

所在地	沖縄県糸満市西崎町3丁目157		
物件	(名称) マンションとし	1 階	102 号室
種類	店舗・事務所・その他( )	使用目的(業種)	選挙事務所
構造	鉄骨造・鉄筋コンクリート造/陸屋根・その他( )		3 階建
面積	建物面積 39.7 ㎡	敷地面積	㎡
契約期間	平成 29 年 6 月 26 日より平成 31 年 6 月 25 日までの 2 年間		
	※ただし、第2条により更新することができる。		
賃料等	賃料(月額) 60,000 円	※駐車料(月額)	ナシ 円
	共益費(月額) 0 円	礼金(1ヵ月分)	(引継ぎ)60000 円
	消費税(月額) 込み 円	敷金(1ヵ月分)	(引継ぎ)60000 円
		保険料	本人加入 円
	合計(月額) 60,000 円	鍵交換(有・無)	円
支払期日	上記の賃料等は、毎月 27 日までに翌月分を下記の方法により支払うものとする。 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。		
支払方法	1 銀行振込	2 自動引落し	3 甲へ持参
振込先	銀行名 沖繩 銀行	支店名	預金 口座番号 受取名義人 (有)アイ・ホーム
受取人住所	住所 TEL 電話		

<緊急連絡先>

氏名	住所	借主との関係
名称	TEL	

[特記事項]

借主との関係
--------

を、敷金より差し戻す。

- 4 前項の但し書きの場合には、甲は、敷金から差し引く債務の額の残額を乙に明示しなければならぬ。
- 5 敷金額から乙が負担すべき修繕費用、未納家賃、延滞損害金、損害賠償金、その他甲が受領すべき金額を差し引き不足が生じるときは、乙はこの不足額を直ちに甲に納付しなければならない。
- 6 資料が掲載された場合、乙は敷金を補填しなければならない。補填する敷金は、新資料額を基準に、本契約の標記に記載する月数分相当額とする。
- 7 礼金は入居期間に採らず返金しないものとする。

(借主の普通義務)

- 第9条 乙は、善良な管理者の注意をもって、本物件を保全し使用しなければならない。
- 2 乙は、自己又はその代理人、使用人、借負人、来店客その他関係者等の故意、過失により、建物及び設備等を故障、破損、滅失させたときは、その賠償をしなければならない。

(承諾事項)

- 第10条 乙は、次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。
  - (1) 本物件の全部又は一部につき、賃貸借の譲渡、転貸若しくは使用賃借をなし、あるいは、本物件を第三者に使用させ、若しくは乙以外の名義を公示しようとするとき。
  - (2) 本物件に基づき一切の権利を第三者に譲渡し、又は担保の用に供しようとするとき。
  - (3) 建物を第3条の使用目的以外に使用するとき。
  - (4) 本物件の増築、改装、改築若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行おうとするとき。
  - (5) 賃貸借証人を変更しようとするとき。
  - (6) 階段、廊下等の共用部分に物品を置く場合、あるいは看板、ポスター等の広告物を掲示するとき。
  - (7) 本物件内に居住し、又は人を居住させること。
  - (8) 犬養等の動物の他、猛獣、毒蛇等の卵から近隣に迷惑をかける動物を飼育するとき。
  - (9) 本物件出入口の扉を変更するとき。
  - (10) 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は搬入しようとするとき。

(禁止事項)

第11条 乙は、本物件の使用に当たり、次に例示するような危険な行為、騒音、悪臭の発生その他近隣の迷惑及び共同生活を乱す行為や衛生上有害となる行為並びに本物件に損害を及ぼす行為等をしてはならない。

- (1) 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- (2) 配水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。

(届出事項)

第12条 乙又は連帯保証人は、次のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を、甲に届出なければならない。

店舗事務所用建物賃貸借契約書

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、標記に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という。）について、以下の条項により賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、標記に記載するとおりとする。

2 甲又は乙が相手方に対して別段の意思表示をしないときは、同一条件でもってさらに1年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

(使用目的)

第3条 乙は、本物件を標記の目的（業種）にのみ使用する。

(賃料及び共益費)

第4条 乙は、標記の記載に従い、賃料、共益費を支払わなければならない。

2 1か月に満たない期間の賃料、共益費等は、その月の日数に応じて日割計算した額とする。

3 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料、共益費を改定することができる。

- (1) 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合。
- (2) 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合。
- (3) 近隣同種の建物の賃料と比較して賃料が不相当となった場合。

(公租公課)

第5条 本物件に関する公租公課は甲の負担とする。

(駐車場)

第6条 乙は、駐車場を使用する場合、標記の料金を支払い、甲又は管理人の指定する位置に、甲の承諾を得た自動車のみを駐車しなければならない。

2 駐車場内における盗難又は事故等については、甲及び管理人は一切その責任を負わないものとする。

3 違法駐車については、乙にて対処するものとする。

(経費用の負担)

第7条 乙は入居後、次の各号の経費用を負担する。

- (1) 電気料金、ガス料金、上下水道料金、電話料金及び汚物処理の費用。

(敷金・礼金)

第8条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、標記に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺することができない。

3 契約日より2年未満に本物件を解約する場合は、敷金は、返還しないものとし、原状回復にかかる費用（清掃代、その他の破損修繕費用）については、乙の負担とする。

契約日より2年以上で本契約を解約する場合は、原状回復にかかる費用（清掃代、その他の破損修繕費用）

- (1) 引続き1か月以上本物件を使用しなくなるとき、又は現に使用していない
- (2) 乙の、住居、商号、代客者その他商業登記事項に変更が生じたとき、又は連帯保証人の住所、氏名、親族先その他に変更が生じたとき、
- (3) 連帯保証人が破産、死亡又は解散したとき、
- (4) 建物及び設備が破損又はその恐れが生じたとき、

(修繕義務)

第13条 本物件の本体及び本体の欠陥に基づく屋根、外壁、柱、基礎、その他甲の設置した設備等の損傷により、本契約の使用目的を達成するのに支障又はその恐れのある場合は、甲は自己の費用負担において修繕するものとし、その他の損傷は乙の費用負担において修繕するものとする。

2 乙は前項の損傷を発見したときは、速やかに甲に通知する義務を負い、甲は修繕するものとする。

3 前項の通知を怠り又は乙の負担において修繕を遅滞したことによって本物件に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の一部又は全部を賠償しなければならない。

4 第1項の損害により、本契約の使用目的を達成するのに支障を生じ、乙が損害を受けても甲はこれを負担しない。但し、乙が以上の損害を防止し、又は損害を少なくするため、自らが甲の費用負担に於いて応急修繕を行う場合は、甲に連絡のうえ、必要最小限度の範囲内に於いて修繕するものとする。

5 乙の故意又は過失に基づく事由による修繕、及び乙所有の造作、設備に関する修繕は乙が費用を負担するものとする。

(内部設備修繕工事)

第14条 本契約後、乙において本物件に看板を設置し、その他の掲示をなす場合、あるいは本物件内の内装造作又は付属物件の新設・撤去等、全て原状を変更するときは、あらかじめ、乙は書面により、甲の承諾を得なければならない。

2 前項の内装造作又は付属物件の新設等における不動産取得税は乙の負担とする。

3 第1項の工率については、甲・乙協議の上、施工業者を選定し、これを行うものとし、その費用は乙が一切負担するものとする。乙は、これらに關し必要費・有益費その他費用の償還を甲に請求しない。

4 乙が甲の承諾を得て築いた建具、その他造作・模様替え等本契約終了の場合においては、買取請求権はこれを放棄することを承知し直ちに当該物件の撤去をなし、原状回復の義務を負うものとする。但し、甲が原状回復を希望しない場合はこの限りではない。

5 乙が甲の承諾を得ずして、前項の改造等の行為をなした場合にはこの為らに生じた損害の賠償責任は勿論、原状回復の義務を負う。

(解約予告)

第15条 甲又は乙は、本契約の更新を拒絶し、又は解約しようとする場合、次の各号に従って、相手方に書面をもって通知しなければならない。

(1) 甲においては、更新拒絶するに於いて正当な理由があり、かつ、本契約終了日前6か月以上の猶予期間をおくこと。

(2) 乙においては、退去日（建物の明け渡し日）前1か月以上の猶予期間をおくこと。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申込日から1か月分の賃料等相当額を支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。

(契約の解除)

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、催告その他の法的手続きによらず、直ちに本契約を解除できる。但し、当該違反行為が本契約の継続に必要な信頼関係を破棄したものでないと認められるときは、この限りではない。

- (1) 乙が賃料、共益費等の支払いを2か月分以上連続して滞納したとき、
- (2) 乙が賃料、共益費等の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を損なうと認められるとき、
- (3) 本契約の各条項に違反したとき、
- (4) 瑕疵及び共同生活の秩序・平穩等を阻害する行為を反復したとき、
- (5) 本物件又は共同施設等を故意に滅失又は破損させたとき、
- (6) 入居申込書及び本契約書に虚偽の記載をしたことが発覚したとき、
- (7) 第12条第1号の届出義務を怠り、1か月以上の長期にわたり所在不明となったとき、

(暴力団等の排除)

第17条 乙が次の各号の一に該当したときは、甲は甲らの催告を要せず本契約を解除することができる。乙は本物件を直ちに明渡さなければならない。この場合、甲は乙の事前事後の同意を得ることなく、電気、水道、ガスの供給停止、本物件の施設交換等の乙の本物件の使用を妨害する措置をとることができることを、乙はあらかじめ承諾した。

- (1) 乙が暴力団、過激な政治活動団体等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員であることが判明したとき、
- (2) 乙の代表者、本物件の責任者、実質的に経営権を有する者が暴力団構成員若しくは暴力団準構成員であることが判明したとき、
- (3) 本物件内、共用部分等に暴力団であることを感知させる名称、看板、代敷、提灯等を掲示したとき、
- (4) 本物件に暴力団構成員、同準構成員等を居住させ、あるいは反復継続して出入りさせたとき、
- (5) 本物件、共用部分その他本物件周辺において、乙またはその構成員、関係者が暴行、脅迫、脅喝、器物破損、監禁、凶器準備等、賭博、売春、覚醒剤、銃砲刀剣所持等の犯罪を行ったとき、
- (6) 本物件、共用部分その他本物件周辺において、暴力団の勢力を背景に粗野な態度、言動によって、他の入居者、近隣住民等が不安感、不快感、迷惑を与えたとき、

(契約の消滅)

第18条 天災、地震、火災等により本物件を通常の用に供することができなくなった場合、又は都市計画等により、本物件が取用又は使用を制限され、貸借借を継続することができなくなった場合は、本契約は当然消滅し、甲は乙に対し敷金の全額を無利息で返還する。

(行方不明の場合の措置)

第19条 第16条第7号の場合において、甲は、連帯保証人若しくは乙の緊急連絡先、親族等の乙の關係者

通知のうえ、本物件に搬入された乙の什器、備品、物品等を適宜な方法により( ) 確保に努めること  
とができるものとする。その後、1か月を経過しても引取人のないときは、乙は一切の権利を放棄した  
ものとして、甲において処分し債権に充当しても乙は異議のないものとする。なお、これに要するすべ  
ての費用と損害金は乙の負担とする。

(明渡し及び原状回復)

第20条 乙は、本契約が終了したときは、直ちに本物件を明け渡さなければならぬ。この場合において、乙  
が本物件及び付帯設備を破壊又は毀損したときは、乙の費用負担において原状回復しなければならぬ。  
2 乙は、前項の明渡しをするときは、明渡し日を事前に甲に通知しなければならぬ。  
3 本契約における本物件の明渡しとは、次に掲げるすべての事項を完了したときをいう。

(1) 乙及び使用人すべての退去。

(2) 乙が本物件内に搬入したすべての什器、備品、物品等の搬出。

(3) 第21条に規定する諸費用精算の完了及び鍵の返還。

4 乙が退去予定日を超過しても前項の行為を完了しない場合は、次の各号に掲げる損害金を支払わなければ  
ならない。

(1) 退去予定日より本物件明渡し完了にいたるまでの間、毎月本契約の賃料額の2倍に相当する損害金。

(2) 明渡し遅延により損害を受けた者に対する損害金。

5 乙は、本物件の明渡しに際し、移転料、立退料等の請求をすることはできない。

(諸費用の精算)

第21条 乙は本契約の終了にあたり、自己が使用した電気代、上下水道代、ガス代、電話代について精算を  
しなくてはならない。

2 乙は、第8条第1項に定める敷金の返還を受けるにあたって、前項に掲げる費用の領収書の写しを事前に  
甲に提出しなければならぬ。

(立入り)

第22条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ  
乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。

乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することができない。

3 解約申入れ後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするとき  
は、甲及び下見をする者はあらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。

4 甲は、火災、地震、漏れ、ガス漏れ等本物件の維持管理上緊急事態が発生したと認められるときは、乙の  
承諾を得ることなく、本物件内に立入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立入ったとき  
は、立入り後その旨を速やかに乙に通知しなければならぬ。

(損害保険の加入)

第23条 甲は、本物件の建物と付属設備に対し、甲の費用において、時価を保険金額とする火災保険に加入  
しなければならない。

2 乙は、火災、漏れ、ガス爆発等、借家人賠償又は個人賠償の責を負う事故が発生させた場合のために

賠償責任特約付 ) 総合保険に加入しなければならぬ。

3 乙の故意又は過失により甲に損害を与えた場合は、甲はその損害を前項の保険金によって補填し、補填  
できない部分については別途請求できる。

(延滞損害金)

第24条 乙は、本契約から生じる金銭債務(家賃・共益費等)の支払を遅滞したときは、乙は甲に対し  
年利14.6%の割合による延滞損害金及び遅延した月数に応じて1か月当たり3千円の請求手数料を  
支払わなければならない。

(連帯保証人)

第25条 連帯保証人は、乙と連帯して、法定更新、合意更新にかかわらず本契約が存在する限り、本契約から  
生じるこの一切の債務を負担するものとする。

2 乙は、連帯保証人が欠けるに至ったとき、又は連帯保証人として適当でないと甲が認めるときは、乙は甲の  
請求に従い、直ちに甲が承諾する者に連帯保証人を変更しなければならぬ。

3 本契約期間中、甲乙の合意により、本契約の内容等に変更が生じた場合、乙は連帯保証人に対して通知を  
行わなければならない。

(乙から連帯保証人への委任)

第26条 乙は、連帯保証人に対し次の各号のいずれかに該当した場合に限り、本契約を解除し、本物件の  
明渡しに際する権限を委任するものとする。この場合において、乙は連帯保証人が行った行為に対して、  
一切の不服を申し立てないほか、連帯保証人及び関係者に対して損害賠償その他の請求をしない。

(1) 乙が賃料等の支払を2か月以上滞りし、甲が催促を行うもその支払をしない場合。

(2) 乙が甲の届出をせずして住所不明のまま60日以上超過したとき。

(3) 乙が死亡又は財産その他の事由により本契約の履行が困難な状況に陥ったとき。

2 乙は、本契約が存続する限り、前項の委任を解除できない。

(鍵の交換)

第27条 甲は、乙が防犯等正当な理由で鍵の交換を希望するときは、鍵の交換を行わなければならない。

この場合、鍵の交換費用は、乙の責を負担とする。

(管轄裁判所)

第28条 本契約に関する訴訟の管轄裁判所を、本物件所在地の管轄裁判所と定める。

(備考)

第29条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、  
民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

(特約条項)

※敷金 60,000 円及び礼金 60,000 円に關して前条約より精算するものとする。

※個人賠償責任保険、家財動産の損害・補償及び建物について甲が家財動産の損害賠償に必要とする費用は乙の  
負担とする。

●解約予告（明渡し）

1. 解約予告は少なくとも1か月前にお願いします。
2. 解約予告をされた後、貸主及び媒介業者において、次の賃借人を募集致します。  
その際、貸主及び媒介業者立会いのもとに、賃借しようとする者又は譲受人を本物件へ案内する  
いうこともあるかと存じます。その節は何とぞご協力賜りますようお願い申し上げます。

●退去時（引越しにともなう建物明渡し）

1. お預しておきます「敷金」の「精算」については、「電気」「水道」「ガス」代等の「引越し精算の領収証」を持参された後に開始いたします。
2. 引越しにともなう建物の明渡しにおいては、本物件内に搬入した什器・備品・物品等をすべて搬出するとともに、建物内外のゴミの後片付け等をきちんとして下さいます。  
以上が行われていない場合は、物品等の撤去についての「費用」を請求されたり、「敷金の精算」が開始されないということにもなりますのでご注意ください。

●借主（建物使用者）の方へ

本契約書に記載されておりますように、借主としての義務と責任は大きなものです。  
契約については、本契約書を通読の上、各条項の意味するところを充分ご理解下さい。  
なお、家賃を滞納したり、貸主の承諾を必要とする事項（11条）、禁止事項（12条）、届出事項（13条）等に違反した場合は、「契約解除」の原因となりますので、特にご注意下さい。

●連帯保証人の方へ

連帯保証人は、法律及び本契約書において、借主（主たる債務者）の債務に対し、連帯してそれを履行する義務が課せられます。「債務」とは、単なる「金銭」的なものだけを指すのではなく、契約に基づく全ての義務を意味します。従って、この賃貸借契約に関し、借主が期間中に行った（更新の場合を含む）行為についても、連帯責任があります。

【注意事項】

1. 鍵の受渡し合計                      本
2. ゴミは指定日にお出し下さい。（自治体が回収しない場合は業者にて依頼して下さい）  
燃やせるゴミ 毎週                      曜日 資源ゴミ 毎週                      曜日  
燃やせないゴミ 毎週                      曜日
3. 電気、水道、ガス等に関するお問い合わせ（引越時の精算等）は下記へ。  
電気…                      沖縄電力 TEL 0120-58-6390  
水道…                      糸満水道局 TEL 098-995-0026  
ガス…                      普業所 TEL

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し当事者記名押印の上、甲乙各一通を保有する。

平成 27 年 6 月 26 日

甲（貸主） 住所                      氏名                     

乙（借主） 住所 糸満市西崎2-17-13 氏名 アイ・ホーム  
フリガナ アイ・ホー ヲム 氏名 菅納 弘治

勤務先 社名                      自宅 TEL                       
所在地 会社 TEL                     

連帯保証人 住所                      氏名                       
勤務先 社名                      自宅 TEL                       
所在地 会社 TEL                     

連帯保証人 住所                      氏名                       
勤務先 社名                      自宅 TEL                       
所在地 会社 TEL                     

媒介業者 沖縄県知事 第 8729 号 印  
〒 905-0001 糸満市西崎 2-17-13  
株式会社 アイ・ホーム  
代表取締役 菅納 弘治  
TEL: 098-994-5988 FAX: 098-994-5989  
取引担当者登録番号 沖縄県知事 第 6866 号  
取引担当者 氏名 菅納 弘治 印

媒介業者 沖縄県知事 第 8729 号  
〒 905-0001 糸満市西崎 2-17-13  
株式会社 アイ・ホーム  
代表取締役 菅納 弘治  
TEL: 098-994-5988 FAX: 098-994-5989  
取引担当者登録番号 沖縄県知事 第 6866 号  
取引担当者 氏名 菅納 弘治 印